

議 案 第 9 2 号

専 決 処 分 の 承 認 を 求 め る こ と に つ い て

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和7年9月2日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

令和7年度富士見市一般会計補正予算（第2号）について、専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出します。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年度富士見市一般会計補正予算（第2号）（別紙）

令和7年8月5日

富士見市長 星 野 光 弘

印

令和 7 年 度 富 士 見 市 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 2 号 ）

令和 7 年度富士見市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2 0 , 4 5 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 3 , 7 3 9 , 7 8 3 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
15 国 庫 支 出 金	
	2 国 庫 補 助 金
歳 入 合 計	

歳 出

款	項
3 民 生 費	
	1 社 会 福 祉 費
歳 出 合 計	

(単位 千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
9,327,967	120,450	9,448,417
1,056,215	120,450	1,176,665
43,619,333	120,450	43,739,783

(単位 千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
22,575,912	120,450	22,696,362
8,990,812	120,450	9,111,262
43,619,333	120,450	43,739,783

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	9,327,967	120,450	9,448,417
歳入合計	43,619,333	120,450	43,739,783

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民 生 費	22, 575, 912	120, 450	22, 696, 362
歳 出 合 計	43, 619, 333	120, 450	43, 739, 783

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
120,450	0	0	0
120,450	0	0	0

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	564,371	120,450	684,821
計	1,056,215	120,450	1,176,665

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務費補助金	120,450	(政策企画課) ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 120,450

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 社 会 福 祉 総 務 費	1, 855, 746	120, 450	1, 976, 196	120, 450			
				120, 450			
				(国) 物価高騰対応重点支援地方 創生臨時交付金			120, 450
計	8, 990, 812	120, 450	9, 111, 262	120, 450			

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負 担 金 、 補 助 及 び 交 付 金	120,450	(福祉政策課)
		12. 物価高騰重点支援給付金支給事業（定額減税補足給付金） 120,450
		18 負担金、補助及び交付金 120,450 ・調整給付金 (120,450)

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費